

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

バブル経済崩壊以降、わが国の雇用形態は大きく変化してきました。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっています。いま必要とされていることは、雇用確保と併せてより良い労働環境の整備です。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つです。厚労省の集計によると、子育て期にあたる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働(月80時間を越える残業)をしています。また、男性が家事や育児にかかる時間は他の先進国と比較して最低レベルです。こうしたことが、「結婚できない」「子どもを産めない」「女性の子育てへの負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎます。

誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現をめざすため、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

記

- 1 法定割増賃金率の引き上げやサービス残業の取締強化を図ること。
- 2 日雇派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年12月12日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛